

重要事項説明書 (入所、短期入所療養介護)

介護老人保健施設 寿々はうすについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 介護保健施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 周行会
代表者氏名	理事長 木田 孝太郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	郵便番号520-2433 滋賀県野洲市八夫2077 電話 077-589-8320 FAX 077-589-8321
法人設立年月日	平成1年8月1日

2. 入所者に対するサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	介護老人保健施設 寿々はうす
介護保険 事業所番号	2551380013
施設所在地	滋賀県野洲市八夫2077
連絡先	電話番号：077-589-8320 FAX 番号：077-589-8321

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。・当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。・当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」

	<p>で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。 ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。 ・当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
基本方針 基本理念 「個別ケア」	<ul style="list-style-type: none"> ・お年寄り一人ひとりの希望や気持ちを最大限に尊重し、個々人にあった生活が送れるよう努めます。 ・お年寄り一人ひとりの持つ能力が十分に発揮できることを大きな目標として、その人が出来ない事はゆっくり、丁寧に、あたたかく、親身になって支援します。 ・職員は地域の事業にも積極的に参画し、地域の方々には施設の活動に随時、自由に参加していただけるよう努めます。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
敷地面積 (延べ床面積)	17,953㎡ (4,193,31㎡)
開設年月日	平成12年4月1日
入所定員	100名

<主な設備等>

居室数	個室9室、2人部屋4室、3人部屋1室、4人部屋20室
機能訓練・食堂・ デイルーム・談話・ オープンスペース	705㎡ (22.62、137.98、61.93、29.9、90.38、 33.19、56.83、60.28、87.85、82.58、42.46)
医務室	2室
浴室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽
併設事業所	(介護予防) 短期入所療養介護 (第2551380013号) (介護予防) 通所リハビリテーション (第2551380013号) (介護予防) 訪問リハビリテーション (第2551380013号)

(4) サービス提供時間、利用定員

利用定員内訳	<p><入所> 定員100名(1F 一般棟50名、2F 認知症専門棟50名) 24時間365日サービス提供</p> <p><短期入所> 上記の内、空床を利用</p>
--------	--

(5) 職員体制

管理者	施設長 西村 公孝
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、施設全体の管理責任者です。	常勤 1名以上 医師と兼務
医師	医師は施設が提供する入所者全員の病状把握と毎日の病状管理、医学上適切な判断、処方を行い、入所者が適切な療養生活を送れるよう全職員を指導します。	1名以上
介護支援専門員	介護支援専門員は、入所者の抱える問題を適切な方法で発見し、全職種の職員と共に協議し、課題解決のための施設サービス計画の原案を立て、その実施状況を把握すると共に、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。	1名以上 支援相談員と兼務
支援相談員	支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導も行います。	1名以上
看護職員	看護職員は、医師、薬剤師、理学・作業療法士、介護職員、管理栄養士、支援相談員などと協力し、介護支援専門員が作成したサービス計画に基づき、入所者や家族に対して、看護学に基づいた適切な療養生活のための援助を行います。	10名以上
理学・作業療法士等	理学・作業療法士は、専門知識を基に、医師と共に他の職員や家族を指導しながら、入所者のリハビリテーション実施計画書を作成、実施し、退所後の住宅改造や介助用具のアドバイスも行います。	2名以上
介護職員	介護職員は、医師、薬剤師、理学・作業療法士、看護職員、支援相談員、管理栄養士等と協力し、介護支援専門員の立てた施設サービス計画に基づき、科学的、合理的介護を実践し、入所者や家族に対して適切な療養生活のための援助を行います。	25名以上
管理栄養士 (栄養士)	管理栄養士は、専門知識を基に、栄養のバランス、摂取のしやすさ等を考慮し、季節感のある食事を適時、適温で提供し、食事相談をいたします。	1名以上
薬剤師	薬剤師は、医師の処方を受けて、適切な与薬を行います。また、入所者や家族に対し薬についての相談、指導を行います。	必要数
調理師 調理員	調理師、調理員は、管理栄養士の指導を受け、衛生面に配慮し、適切な食事を調理します。	2名以上
事務職員	事務職員は事務全般、行政への報告、調整、経理、庶務等を行います。	2名以上

3. 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付いたします。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。（朝7：45～、ティータイム10：00～、昼食11：45～、おやつ14：30～、夕食17：45～）
入 浴	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応いたします。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
看護	医師の指示のもと、入所者への日々の医療行為を行い、適切な看護ケアの提供を行います。
介護	移動・食事・清潔等の日常的ケアを他職種と協働して専門的なケアを行います。
相談援助サービス	入所者が地域で暮らしていくために必要な社会的サポートや連携、入所者の受け入れ、入所者の日常的な相談、入所者の家族からの相談にのり、援助を行います。
理美容サービス	月1回を目安に、外部の訪問理美容師へ依頼を行い、訪問予定日までに申し込みを行った入所者へ散髪等のサービスを受けることが出来る機会の提供を行います。※有料
行政手続代行	入所者又はその家族から、希望・相談があった際は、要介護認定申請等の手続きを代行して行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施いたします。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。

口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮いたします。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

4. 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用請求及び支払い方について

入所者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、介護老人保健施設サービス提供の対価として、介護保険法で定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月毎の合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

保証人の極度額は50万円とし、極度額の範囲内で支払いの責任を負うものとします。

(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア. 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に請求書送付先へ発送（郵送）いたします。
(2) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア. 請求月の27日に入所者指定口座から、リコー・リース集金代行サービスを通し、自動振替をいたします。やむを得ない事情等により口座自動振替以外の方法を希望される場合は、別途話し合いの上、双方合意した方法とします。 イ. 支払いの確認後、支払い方法の如何によらず、自動振替翌月に領収書をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヵ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 基本料金については、介護保険法の各サービスに対する算定単価の変動に伴い変更することがあります。介護保険法による変更については、入所者または保証人の合意を確認しませんが、その他の加算料金の変更については、双方の合意の上変更するものとします。

※ 金融機関の登録手続きに50日程かかります。ご登録完了後の27日より開始となります。

5. 留意事項

<入退所等>

- (1) 短期入所利用対象者は要支援1以上、入所対象者は要介護1以上の方となります。
- (2) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (3) 入所者からの解除
入所者および保証人は、当施設に対し、退所及び利用終了の意思表示をすることにより、本契約を解除・終了することができます。
- (4) 当施設からの解除
当施設は、入所者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、サービス利用を解除・終了することができます。
 - ・ 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合、短期入所サービスおよび通所リハビリサービスは自立と認定された場合
 - ・ 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、入所者が退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ・ 入所者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設で提供する適切な介護保健施設サービスの範囲を超えると判断された場合
 - ・ 入所者および保証人が利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを求められたにもかかわらず、14日間以内に支払われない場合
 - ・ 入所者及びその家族から、当施設職員に対してセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、カスタマーハラスメント(暴言、暴力、介護サービスの範囲を超えるサービスの要求、時間的拘束等)があった場合
 - ・ 入所者及びその家族が、程度を逸脱した誹謗中傷をインターネット掲示板や SNS 等に入力した場合
 - ・ 入所者が当施設や当施設の職員、または他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ・ 故意に他の入所者への迷惑となる行為をした場合
 - ・ 天災、災害、施設・設備の故障やその他やむを得ない理由により、当施設の設備を利用することができない場合
 - ・ 入所者が死亡した場合

<施設利用>

(1) 面会

- ・ 面会時間は午前10時～午後20時迄です。
- ・ 紙マスク着用、手指消毒をお願いしております。
- ・ 事務所窓口にて受付表を記入いただき、入館ください。
- ・ 風邪症状のある方は感染予防のためお控えいただいております。
- ・ 差し入れをいただく際は、下記理由により、職員にお預けいただくか、面会時に入所者に召し上がっていただいでください(面会者の飲食は禁止とさせていただきます)。
 - ・ 喉つめ等による事故の予防
 - ・ 適した食事形態や疾患により食事制限(塩分、カロリー等)がある方
 - ・ 入所者間の上げ渡しによるトラブルの予防
 - ・ 賞味期限の確認

(2) 外出・外泊

所定の用紙にご記入の上、3日前までにお申し出ください。

※外出、外泊、面会ともに、施設内で感染症が発生した際は一時的に制限を設けておりますので、予めご了承ください。その際は、施設玄関に掲示いたします。

(3) 洗濯

ご家族での洗濯入れ替えの対応、または、小山メディカルサービス株式会社を介し衣類のレンタル、どちらかよりお選びいただいております。

ご家族での洗濯入れ替え対応の場合、毎週日曜日にその週の入浴2回分の用意を浴室へ職員が持って行きます。そのため、毎週土曜日には入浴袋2セットが施設内にあるようにご準備をお願いいたします。

(4) 貴重品

使用する場面が無く、また、保管する場所もございませんので、現金・貴重品を持ち込まないようお願いいたします。

(5) 外泊時等の医療機関受診

介護保険と医療保険を同時に適用することが出来ないため、施設利用中は診察・投薬については当施設で対応いたします。そのため、他の医療機関への受診や内服薬・外用薬等のご希望がある場合は、ご相談ください。当施設で出来ることは対応いたします。また、専門医の受診が必要と判断した際は、他医療期間を受診いただきます。

(6) 短期入所療養介護の送迎

短期入所療養介護の通常の実施地域は、守山市・野洲市の区域とします、

(7) 入所相談

当施設には支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください

(8) 緊急連絡

ご家族から施設宛の緊急のご用件がある時で、事務所の電話が留守番電話になる時(夜間、日曜・祝日・年末年始・お盆等)は、サービスステーションに設置している下記の携帯電話へご連絡ください。また、夜間の入所者緊急時には、下記の携帯電話よりご連絡いたしますので、必ず番号の登録をお願いいたします。

なお、看護・介護等により、すぐに対応が出来かねる時もございますので、その際は時間をおいて改めてご連絡いただければと存じます。

TEL : 090-8144-1766

(9) 居室の移動

感染症発生への対策や、入所者の環境整備の都合により、居室を移動いただくことがございます。入所中の棟、居室、ベッドの位置及びその変更は当施設で決めております。特に、個室及び2人部屋の入所者におかれましては、予めご了承いただきますようお願いいたします。

(10) 認知症専門棟について

- ・疾患の特性上、入所者の心身の安全確保を目的とし、フロアへの出入り口ドアが施錠されています。
- ・タンスに鍵をかけることがあります。

(11) 自己決定権

入所者は、自由な意思に基づき、医療行為、介護行為、リハビリテーションに同意・選択、あるいは拒否をすることが出来ます。

(12) 賠償責任

当施設サービスの提供に伴い、当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は入所者に対して、損害を補償するものとします。

入所者の帰すべき事由によって、当施設が被害を被った場合、入所者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(13) 説明及び報告の義務

入所者および保証人は、当施設に対し、施設での医療行為、介護行為、及びリハビリテーションの内容は、実施方法、目的、必要性及び効果について、いつでも説明を求めることが出来ます。但し、救急医療その他説明を行うことが時間的、物理的に不可能な場合を除きます。

(14) 実習生、介護相談員、ボランティア

当施設は、各職種の実習生や介護相談員(介護現場と行政を繋ぐ役割、厚生労働省推奨)、

ボランティア等の受け入れを外部より行っており、当施設職員以外に入所者へ関わる方がいることをご理解・ご協力いただきたくお願いいたします。

(15) 贈り物

当施設職員へのお心づけや差し入れ品などは固くお断りさせていただいております。

(16) 見守り支援システム

入所者の安全確保、生活リズムの把握、職員の業務効率化を目的に「眠り SCAN」を全床に導入しております。マットレス下にセンサーを敷き込み、入所者の呼吸数・心拍数・睡眠状態・覚醒・起き上がり、離床動作等を遠隔において、職員がリアルタイムに把握いたします。

(17) 「眠り SCAN eye」カメラ設置について

入所者の安全確保や迅速な対応を目的として、当施設の総合的な判断の下、居室内にカメラを設置する場合がございます。居室内にカメラを設置する際は入所者や保証人の同意を得る必要があります。別紙「個人情報保護に関する同意書」にて同意有無の意向確認を行っております。下記内容を確認の上、ご判断ください。

1. カメラ設置の目的

当施設では、入所者の安全を確保するため、居室内にカメラを設置する場合があります。

－入所者の急変時や事故発生時に迅速に対応するため

－職員の対応状況の確認および改善のため

－入所者への介護内容の向上および質の確認のため

2. 設置場所

居室内のカメラは、同意を得た上で設置いたします。カメラは、入所者の生活の中で最も必要とされる場所に設置いたします。カメラの設置場所や角度については、個人のプライバシーに配慮いたします。

3. カメラの使用範囲

居室内に設置されたカメラは、入所者のプライバシーを尊重し、常に入所者の安全を最優先に使用いたします。カメラによって録画される映像は、同意が無い限り、第三者に公開されることはありません。録画データは、職員によって適切に管理を行い、必要に応じて確認いたします。録画データは一定期間後に消去いたします。映像の取り扱いは、法的要求や緊急時の対応に限り、関係者に開示される場合があります。

4. プライバシーの保護

入所者のプライバシーを最優先に考え、カメラ設置に関しては細心の注意を払います。

録画映像は、無断で公開されることは無く、法的な義務がある場合に限り開示されます。

5. 意思を変更する場合

入所者または保証人は、いつでもカメラ設置についての意思を変更することができます。変更希望の際は担当相談員へお伝えください。変更後は、速やかにカメラ設置・解除し、その他の対応を行います。

6. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師へ連絡し必要な措置を講じます。利用者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、主治医やその他適当な医療機関への受診、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

当施設の協力医療機関及びに歯科医療機関は下記のとおりです。

【協力医療機関】	医療機関名 医療法人 周行会 湖南病院 所在地 滋賀県野洲市八夫2077 電話番号 077-589-5155 診療科 精神科
【協力医療機関】	医療機関名 社会福祉法人 恩賜財団 濟生会守山市民病院 所在地 滋賀県守山市四丁目14番1号 電話番号 077-582-5151 診療科 内科、呼吸器内科、循環器内科、 消化器内科、糖尿病内科、腎臓内 科、神経内科、小児科、外科、整 形外科、皮膚科、泌尿器科、脳神 経外科、眼科、リハビリテーショ ン科、放射線科、麻酔科
【協力医療機関】	医療機関名 市立野洲病院 所在地 滋賀県野洲市小篠原1094番地 電話番号 077-587-1332 診療科 内科、呼吸器内科、消化器内科、 循環器内科、糖尿病・内分泌内 科、腎臓・人工透析内科、小児 科、外科、整形外科、脳神経外 科、皮膚科、泌尿器科、産婦人 科、眼科、放射線科、リハビリテ ーション科、麻酔科
【協力歯科医療機関】	医療機関名 諸頭歯科 所在地 野洲市西河原58-1 電話番号 077-589-2141

- ※ 協力医療機関において、優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものではありません。
- ※ 病状の急変が生じ、緊急性が高い場合は、時間を問わず救急受診を致します。その際は緊急連絡先へご連絡いたしますので、24時間いつでも連絡が取れるようお願いいたします。また、搬送先の病院へ早急にお越しいただき、付き添っている職員と交代をお願いいたします。
- ※ 急を要さない受診の場合は、ご家族でのご対応をお願いしております。

9. 事故発生時の対応方法について

当施設では、介護学的常識に基づく介護行為、医学的常識に基づく医療行為及びリハビリテーションを行います。自宅と同様に、滑落や転倒、それらによる打撲や骨折、誤嚥等が当施設におきましても、起こり得ることを予め承した上で、サービスを利用するものとします。事故が無いように職務に従事しておりますが、集団生活であり、1対1の介護が出来ない状況にあることのご理解をいただきますようお願いいたします。

- (1) 事故が発生した場合の対応について、規定する報告等の方法を定めた事故発生予防のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】 野洲市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 野洲市小篠原2100番地1 電話番号 077-587-1121(代表) FAX番号 077-587-4033(代表) 受付時間 8:30～17:15 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
---	---

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	社団法人 日本精神科病院協会
	保険名	日精協医事賠償保険
自動車保険	保険会社名	損保ジャパン
	保険名	一般自動車保険 SGP

10. 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
 災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（事務局長 中島 秀和）
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
 避難訓練実施時期：（毎年2回 7月・2月）
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、事務所職員全員が対応できるように体制を整えるとともに、事後に担当者が責任をもって対応いたします。

【苦情申立の窓口】

【事業者の窓口】	窓 口 当施設事務所 担 当 者 看護部長 中川瞳 療養部次長 西澤賢二 事務部課長 遠藤留巳 受 付 時 間 9：00～17：15
【市町村の窓口】 野洲市役所 健康福祉部 介護保険課	所 在 地 野洲市小篠原2100番地1 電 話 番 号 077-587-1121(代表) F A X 番 号 077-587-4033(代表) 受 付 時 間 8：30～17：15 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
【市町村の窓口】 守山市役所 健康福祉部 介護保険課	所 在 地 守山市吉身二丁目5番22号 電 話 番 号 077-583-2525(代表) F A X 番 号 077-582-0539(代表) 受 付 時 間 8：30～17：15 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所 在 地 大津市中央四丁目5番9号 電 話 番 号 077-522-2651(代表) F A X 番 号 077-522-2628(代表) 受 付 時 間 8：30～17：15 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
(2) 個人情報の保護について	<p>①事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報</p>

が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

③事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。

●個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、個人情報の保護に積極的に取り組んでおりますが、このたび、個人情報保護法が平成17年4月1日から施行されることにともない、次のことをおこないます。

<個人情報の内容訂正・利用停止>

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。

当施設が保有する個人情報（診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。部署責任者にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

<個人情報の利用目的>

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

診療や介護のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。

<ご希望の確認と変更>

緊急性を問わず、利用中のケア等に関する相談、治療・病状の連絡、通所予約、入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、入所者または保証人へ連絡する場合があります。

ただし、事前に受付窓口までお申し出があった場合は、連絡いたしません。

<氏名の掲示>

居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。

<面会者の制限>

電話あるいは面会者からの、居室番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽に事務所へお申し出ください。

●通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【入所者等への介護や医療の提供に必要な利用目的】

[当施設での利用]

- ・当施設で入所者等に提供する医療
- ・介護保険事務
- ・入所者に係る管理運營業務のうち、
 - －入退所等の療養棟管理
 - －会計・経理
 - －質向上、安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - －入所者等への医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供]

- ・当施設が入所者等に提供する介護や医療のうち、
 - －他の介護保険施設、病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
 - －他の介護保険施設等からの照会への回答
 - －入所者等の介護や診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - －家族等への介護や病状説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受け健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、介護や医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第3者機関への質向上・安全確保・介護事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

[当施設での利用]

- ・施設等の管理運營業務のうち、
 - －介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －医師・看護師・薬剤師、検査技師、放射線技師・栄養士・介護事務等の学生実習への協力
 - －医師・看護師・薬剤師・検査技師、放射線技師・栄養士等の教育・研修
 - －症例検討・研究および剖検・臨床病理検討会等の死因検討
 - －研究、治験及び市販後臨床試験の場合。関係する法令、指針に従い進める
 - －治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

[学会・介護誌等への発表]

- 一特定の入所者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - 一外部監査機関への情報提供
 - 一当該入所者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

13. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	療養介護課長 赤松 徳久
-------------	--------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体的拘束等について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録を行い、2年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (2) 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

15. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために業務改善委員会を3月に1回定期的に開催します。

16. サービス提供の記録

- (1) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- (2) 入所者が当施設に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。但し、保証人その他の者(入所者の代理人を含みます)に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- (3) 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退所に際して退所年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17. 利用料金

<入所>

①食費・居住費

食費：日額2,000円

居住費：個室Ⅰ・Ⅱ 日額1,728円、2人部屋 日額800円、3-4人部屋 日額700円

入所者 負担段階	負担限度額				
	居住費(日額)				食費(日額)
	個室Ⅰ (トイレ有)	個室Ⅱ (トイレ無)	2人部屋	3-4人部屋	
第1段階	550円	550円	0円	0円	300円
第2段階	550円	550円	430円	430円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	430円	430円	650円
第3段階②	1,370円	1,370円	430円	430円	1,360円
第4段階	1,728円	1,728円	800円	700円	2,000円

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

②基本料金(1日あたりの料金)(下記料金には介護職員等処遇改善加算(I)を含んでいます)

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
個室	ii	要介護1	788	8,582円	859円	1,717円	2,575円
		要介護2	863	9,399円	940円	1,880円	2,820円
		要介護3	928	10,106円	1,011円	2,022円	3,032円
		要介護4	985	10,727円	1,073円	2,146円	3,218円
		要介護5	1040	11,326円	1,133円	2,266円	3,398円
多床室	iv	要介護1	871	9,486円	949円	1,898円	2,846円
		要介護2	947	10,313円	1,032円	2,063円	3,094円
		要介護3	1014	11,043円	1,105円	2,209円	3,313円
		要介護4	1072	11,674円	1,168円	2,335円	3,503円
		要介護5	1125	12,252円	1,226円	2,451円	3,676円

- ※1 病院又は診療所への入院要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり362単位(利用料:3,943円、1割負担:395円、2割負担:789円、3割負担:1,183円)を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。
- ※3 身体的拘束等の適正化に向けて、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。
- ※4 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき5単位を減算します。
- ※5 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。
- ※6 次いずれかに該当する利用者に対しては、介護老人保健施設費(I)ivを算定します。
- イ 感染症等により、従来型個室への利用の入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
 - ロ 療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
 - ニ 認知症専門棟を利用する者
- ※7 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※8 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

③加算料金

＜入所＞（下記料金には介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を含んでいます）

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	24	262円	27円	53円	79円	1日につき
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258	2,810円	281円	562円	843円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240	2,614円	262円	523円	785円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120	1,307円	131円	262円	393円	1日につき
認知症ケア加算	76	828円	83円	166円	249円	1日につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,307円	131円	262円	393円	1日につき
ターミナルケア加算	72	784円	79円	157円	236円	死亡日以前31日以上45日以下
	160	1,743円	175円	349円	523円	死亡日以前4日以上30日以下
	910	9,910円	991円	1,982円	2,973円	死亡日の前日及び前々日
	1,900	20,691円	2,070円	4,139円	6,208円	死亡日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51	556円	56円	111円	167円	1日につき
初期加算（Ⅰ）	60	654円	66円	131円	197円	入所した日から30日以内の期間（1日につき）
初期加算（Ⅱ）	30	327円	33円	66円	99円	
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480	5,228円	523円	1,046円	1,569円	1回につき
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500	5,445円	545円	1,089円	1,634円	1回につき
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250	2,723円	273円	545円	817円	1回につき
入退所前連携加算（Ⅱ）	400	4,356円	436円	872円	1,307円	1回につき（1人につき1回が限度）
訪問看護指示加算	300	3,267円	327円	654円	981円	1回につき
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50	545円	55円	109円	164円	1月につき
栄養マネジメント強化加算	11	120円	12円	24円	36円	1日につき
経口維持加算（Ⅰ）	400	4,356円	436円	872円	1,307円	1月につき
療養食加算	6	66円	7円	13円	20円	1日につき3回を限度
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480	5,227円	523円	1,045円	1,568円	1日につき（1月に1回、連続する10日を限度）

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33	360円	36円	72円	108円	1月につき
自立支援促進加算	300	3,267円	327円	654円	981円	1月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60	654円	66円	131円	197円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	109円	11円	22円	33円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	55円	6円	11円	17円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1089円	109円	218円	327円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	109円	11円	22円	33円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	196円	20円	40円	59円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の75/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	・1月につき ・〔※所定単位数〕基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間および深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から3月間に20分以上の個別リハビリテーションを1週におおむね3日以上実施した場合に算定します。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した入所者について、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から3月間に、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等のプログラムを週3日実施した場合に算定します。
- ※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入所者を対象に介護保健施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて入所者の状態又は家族の求め等に応じて、随時本人又は家族に十分な説明を行い、合意を取りながらその人らしさを尊重した看取りケアを実施した場合に算定します。
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。

- ※ 入所前後訪問指導加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定します。
- ※ 退所時情報提供加算は、居宅又は他の社会福祉施設等へ退所する場合は退所後の主治の医師に対し、入所者が退所して医療機関に入院する場合は当該医療機関に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。
- ※ 入退所前連携加算は、入所者が退所後に希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後のサービス方針を定め、必要な情報提供を行い、退所後のサービス利用に関する調整を行う場合に算定します。
- ※ 訪問看護指示加算は、入所者の退所時に当施設の医師が診療に基づき、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の必要性を認め、入所者が選定する訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。
- ※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。
- ※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行っている場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 在宅復帰支援機能加算は、入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します。
- ※ 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に、治療管理として投薬、検査、注射、処置等をおこなった場合に連続する10日間を限度として算定します。

- ※ リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算は、入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- ※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとの日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）は、見守り機器等のテクノロジーの導入や役割分担の取組を行う等の業務改善活動を継続的に行い、その業務改善による効果が確認されており、成果を示すデータを厚生労働省に提供している場合に算定します。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善活動を継続的に行っている場合に算定します。また成果を示すデータを厚生労働省に提供します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当施設が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。
- ※ 地域区分別の単価(7級地10.14円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法廷代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

④その他の料金

	項目	内容	利用料金	
1	特別室費(税別)	個室、2人部屋に対する保険外の居室費用	個室Ⅰ 個室Ⅱ 2人部屋	1,332円/日 500円/日 500円/日
2	理美容代(税込)	理容・美容サービス料	カット 顔そり	2,200円 1,100円

			カラー 5,500円
3	日常生活品代(税込)	小山メディカルサービス株式会社へ外部委託	タオルセット(入所者全員) 240円/日 トレーナーセット(希望者) 220円/日 アンダーウェア①(希望者) 170円/日 アンダーウェア②(希望者) 130円/日 別途、1払込票につき決済事務費用 136円/枚
4	電気使用料(税別)	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	1機種につき、50円/日
5	文書料(税別)	診断書作成や受領証明書の再発行した場合	3,000円/通 健康診断書作成時、 血液検査 約2,500円 レントゲン撮影 2,100円 心電図 1,300円
6	領収書再発行	すでに発行した領収書を紛失され、領収書にかわる書類が必要な場合	100円/通
7	ワクチン接種	予防接種を希望された場合	実費相当
8	洗濯代(緊急時)	何らかの事情で、私物の衣類を身元引受人にて洗濯できない場合	880円/回
9	クリーニング費(税込)	何らかの事情で、私物の衣類を身元引受人にて洗濯できない場合で、家庭用洗濯機では対応できない素材の場合	カーディガン 638円 カーディガン厚手 770円 ニットベスト 500円 綿入りベスト 750円

<短期入所>

①食費・居住費

食費：日額2,000円(朝食 500円、昼食 800円、夕食 700円)

居住費：個室Ⅰ・Ⅱ 日額1,728円

2人部屋 日額800円

3-4人部屋 日額700円

入所者 負担段階	負担限度額				
	居住費(日額)				食費(日額)
	個室Ⅰ (トイレ有)	個室Ⅱ (トイレ無)	2人部屋	3-4人部屋	
第1段階	550円	550円	0円	0円	300円
第2段階	550円	550円	430円	430円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	430円	430円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	430円	430円	1,300円
第4段階	1,728円	1,728円	800円	700円	2,000円

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額(上記表に掲げる額)となります。

※ 食費は提供分のみのご請求となります。

②基本料金(1日あたりの料金) (下記料金には介護職員等処遇改善加算(I)を含んでいます)

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
個室	ii	要支援1	632	6,883円	689円	1,377円	2,065円
		要支援2	778	8,473円	848円	1,695円	2,542円
		要介護1	819	8,919円	892円	1,784円	2,676円
		要介護2	893	9,725円	973円	1,945円	2,918円
		要介護3	958	10,433円	1,044円	2,087円	3,130円
		要介護4	1017	11,076円	1,108円	2,215円	3,323円
		要介護5	1074	11,696円	1,170円	2,340円	3,509円
多床室	iv	要支援1	672	7,319円	732円	1,464円	2,196円
		要支援2	834	9,083円	909円	1,817円	2,725円
		要介護1	902	9,823円	983円	1,965円	2,947円
		要介護2	979	10,662円	1,067円	2,133円	3,199円
		要介護3	1044	11,370円	1,137円	2,274円	3,411円
		要介護4	1102	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
		要介護5	1161	12,644円	1,265円	2,529円	3,793円

- ※1 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり362単位(利用料:3,943円、1割負担:395円、2割負担:789円、3割負担:1,183円)を算定します。ただし、外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。
- ※3 身体的拘束等の適正化に向けて、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。
- ※4 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき5単位を減算します。
- ※5 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。
- ※6 次いずれかに該当する利用者に対しては、介護老人保健施設費(I) ii 若しくは iv を算定します。
- イ 感染症等により、従来型個室への利用の入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
 - ロ 療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
- ※7 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のた

めの年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※9 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

③加算料金

＜短期入所＞（下記料金には介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を含んでいます）

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
送迎加算	184	2,004円	200円	401円	601円	1回につき
夜間職員配置加算	24	262円	27円	53円	79円	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	196円	20円	40円	59円	1日につき
個別リハビリテーション加算	240	2,614円	262円	523円	785円	1日につき
総合医学管理加算	275	2,995円	299円	599円	898円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,307円	131円	262円	393円	1日につき
認知症ケア加算	76	828円	83円	166円	249円	1日につき
療養食加算	8	87円	9円	17円	26円	1日につき3回を限度
重度療養費加算	120	1,307円	131円	261円	392円	1日につき
緊急短期入所受入加算	90	980円	98円	196円	294円	1日につき 利用開始した日から起算して7日を限度（入所者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51	556円	56円	111円	167円	1日につき
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	1089円	109円	218円	327円	1月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	109円	11円	22円	33円	1月につき

※ 送迎加算は入所者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる入所者に対して、その居宅と当施設との間の送迎を行う場合に算定します。

※ 夜勤職員配置加算は、夜間および深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、当施設が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定します。

※ 個別リハビリテーション加算は、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリ

テーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、1回につき20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定します。

- ※ 総合医学管理加算は、医療ニーズのある入所者を受け入れ、治療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、かかりつけ医に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文章を添えて情報の提供を行った場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算とは、受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定します。
- ※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 重度療養費加算とは、入所者(要介護4または5の者に限る)が、別に定める厚生労働大臣が定める状態(経腸栄養、気管切開が行われている等)にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算とは、入所者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護が必要と認めた入所者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合に算定します。
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)は、見守り機器等のテクノロジーの導入や役割分担の取組を行う等の業務改善活動を継続的に行い、その業務改善による効果が確認されており、成果を示すデータを厚生労働省に提供している場合に算定します。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善活動を継続的に行っている場合に算定します。また成果を示すデータを厚生労働省に提供します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 地域区分別の単価(7級地10.14円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法廷代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

④その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	特別室費(税別)	個室、2人部屋に対する保険外の居室費用	個室Ⅰ 1,332円/日 個室Ⅱ 500円/日 2人部屋 500円/日
2	理美容代(税込)	理容・美容サービス料	カット 2,200円 顔そり 1,100円 カラー 5,500円
3	日常生活品代(税込)	小山メディカルサービス株式会社へ外部委託	タオルセット(入所者全員) 240円/日 トレーナーセット(希望者) 220円/日 アンダーウェア①(希望者) 170円/日 アンダーウェア②(希望者) 130円/日 別途、1払込票につき決済事務費用 136円/枚
4	電気使用料(税別)	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	1機種につき 50円/日
5	文書料(税別)	診断書作成や受領証明書の再発行した場合	3,000円/通 健康診断書作成時、血液検査 約2,500円 レントゲン撮影 2,100円 心電図 1,300円
6	領収書再発行	すでに発行した領収書を紛失され、領収書にかわる書類が必要な場合	100円/通
7	ワクチン接種	予防接種を希望された場合	実費相当
8	洗濯代(緊急時)	何らかの事情で、私物の衣類を身元引受人にて洗濯できない場合	880円/回
9	クリーニング費(税込)	何らかの事情で、私物の衣類を身元引受人にて洗濯できない場合で、家庭用洗濯機では対応できない素材の場合	カーディガン 638円 カーディガン厚手 770円 ニットベスト 500円 綿入りベスト 750円
10	保険外送迎費(税込)	送迎区域外の居宅または区域問わず居宅以外の場所と当施設との間の送迎を行う場合	3,000円/回

18. 介護老人保健施設 入所の月額負担目安について

月途中の入退所については、一部加算を除き、日割りでのご請求となります。

<入所1割負担>

<<個室Ⅰ>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	788	点	188,770	～ 198,860 円
要介護2	863	点	191,220	～ 201,310 円
要介護3	928	点	193,340	～ 203,440 円
要介護4	985	点	195,200	～ 205,300 円
要介護5	1040	点	197,000	～ 207,100 円

<<2人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	871	点	138,680	～ 148,770 円
要介護2	947	点	141,160	～ 151,260 円
要介護3	1014	点	143,350	～ 153,450 円
要介護4	1072	点	145,250	～ 155,340 円
要介護5	1125	点	146,980	～ 157,070 円

<<個室Ⅱ>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	788	点	163,810	～ 173,900 円
要介護2	863	点	166,260	～ 176,350 円
要介護3	928	点	168,380	～ 178,480 円
要介護4	985	点	170,240	～ 180,340 円
要介護5	1040	点	172,040	～ 182,140 円

<<3～4人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	871	点	120,680	～ 130,770 円
要介護2	947	点	123,160	～ 133,260 円
要介護3	1014	点	125,350	～ 135,450 円
要介護4	1072	点	127,250	～ 137,340 円
要介護5	1125	点	128,980	～ 139,070 円

<入所2割負担>

<<個室Ⅰ>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	788	点	218,530	～ 252,870 円
要介護2	863	点	223,430	～ 243,620 円
要介護3	928	点	227,680	～ 247,870 円
要介護4	985	点	231,400	～ 251,590 円
要介護5	1040	点	235,000	～ 255,190 円

<<2人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	871	点	171,150	～ 191,340 円
要介護2	947	点	176,120	～ 196,310 円
要介護3	1014	点	180,500	～ 200,690 円
要介護4	1072	点	184,290	～ 204,480 円
要介護5	1125	点	187,750	～ 207,940 円

<<個室Ⅱ>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	788	点	193,570	～ 213,760 円
要介護2	863	点	198,470	～ 218,660 円
要介護3	928	点	202,720	～ 222,910 円
要介護4	985	点	206,440	～ 226,630 円
要介護5	1040	点	210,040	～ 230,230 円

<<3～4人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	871	点	153,150	～ 173,340 円
要介護2	947	点	158,120	～ 178,310 円
要介護3	1014	点	162,500	～ 182,690 円
要介護4	1072	点	166,290	～ 186,480 円
要介護5	1125	点	169,750	～ 189,940 円

<入所3割負担>

<<個室Ⅰ>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	788	点	248,290	～ 292,730 円
要介護2	863	点	255,640	～ 285,930 円
要介護3	928	点	262,010	～ 292,300 円
要介護4	985	点	267,600	～ 297,890 円
要介護5	1040	点	272,990	～ 303,280 円

<<2人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	871	点	203,630	～ 233,910 円
要介護2	947	点	211,080	～ 241,360 円
要介護3	1014	点	217,640	～ 247,930 円
要介護4	1072	点	223,330	～ 253,610 円
要介護5	1125	点	228,520	～ 258,810 円

<<個室Ⅱ>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	788	点	223,330	～ 253,620 円
要介護2	863	点	230,680	～ 260,970 円
要介護3	928	点	237,050	～ 267,340 円
要介護4	985	点	242,640	～ 272,930 円
要介護5	1040	点	248,030	～ 278,320 円

<<3～4人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		月額負担金の目安	
要介護1	871	点	185,630	～ 215,910 円
要介護2	947	点	193,080	～ 223,360 円
要介護3	1014	点	199,640	～ 229,930 円
要介護4	1072	点	205,330	～ 235,610 円
要介護5	1125	点	210,520	～ 240,810 円

19. 介護老人保健施設 短期入所の日額負担目安について

利用日数でのご請求となります。

<短期入所1割負担>

<<個室I>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	632	点	6,200	～	6,770 円
要支援2	778	点	6,360	～	6,930 円
要介護1	819	点	6,410	～	6,980 円
要介護2	893	点	6,490	～	7,060 円
要介護3	958	点	6,560	～	7,130 円
要介護4	1017	点	6,620	～	7,190 円
要介護5	1074	点	6,680	～	7,260 円

<<個室II>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	632	点	5,370	～	5,940 円
要支援2	778	点	5,530	～	6,100 円
要介護1	819	点	5,580	～	6,150 円
要介護2	893	点	5,660	～	6,230 円
要介護3	958	点	5,730	～	6,300 円
要介護4	1017	点	5,790	～	6,360 円
要介護5	1074	点	5,850	～	6,420 円

<<2人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	672	点	4,490	～	5,060 円
要支援2	834	点	4,660	～	5,230 円
要介護1	902	点	4,740	～	5,310 円
要介護2	979	点	4,820	～	5,390 円
要介護3	1044	点	4,890	～	5,460 円
要介護4	1102	点	4,960	～	5,530 円
要介護5	1161	点	5,020	～	5,590 円

<<3～4人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	672	点	3,890	～	4,460 円
要支援2	834	点	4,060	～	4,630 円
要介護1	902	点	4,140	～	4,710 円
要介護2	979	点	4,220	～	4,790 円
要介護3	1044	点	4,290	～	4,860 円
要介護4	1102	点	4,360	～	4,930 円
要介護5	1161	点	4,420	～	4,990 円

<短期入所2割負担>

<<個室I>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	632	点	7,097	～	8,240 円
要支援2	778	点	7,420	～	8,560 円
要介護1	819	点	7,510	～	8,650 円
要介護2	893	点	7,670	～	8,810 円
要介護3	958	点	7,810	～	8,950 円
要介護4	1017	点	7,940	～	9,080 円
要介護5	1074	点	8,060	～	9,210 円

<<個室II>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	632	点	6,270	～	7,410 円
要支援2	778	点	6,590	～	7,730 円
要介護1	819	点	6,680	～	7,820 円
要介護2	893	点	6,840	～	7,980 円
要介護3	958	点	6,980	～	8,120 円
要介護4	1017	点	7,110	～	8,250 円
要介護5	1074	点	7,230	～	8,370 円

<<2人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	672	点	5,430	～	6,570 円
要支援2	834	点	5,780	～	6,920 円
要介護1	902	点	5,930	～	7,070 円
要介護2	979	点	6,100	～	7,240 円
要介護3	1044	点	6,240	～	7,380 円
要介護4	1102	点	6,370	～	7,510 円
要介護5	1161	点	6,490	～	7,640 円

<<3～4人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	672	点	4,830	～	5,970 円
要支援2	834	点	5,180	～	6,320 円
要介護1	902	点	5,330	～	6,470 円
要介護2	979	点	5,500	～	6,640 円
要介護3	1044	点	5,640	～	6,780 円
要介護4	1102	点	5,770	～	6,910 円
要介護5	1161	点	5,890	～	7,040 円

<短期入所3割負担>

<<個室I>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	632	点	7,995	～	9,710 円
要支援2	778	点	8,480	～	10,190 円
要介護1	819	点	8,610	～	10,320 円
要介護2	893	点	8,850	～	10,560 円
要介護3	958	点	9,070	～	10,780 円
要介護4	1017	点	9,260	～	10,970 円
要介護5	1074	点	9,440	～	11,160 円

<<個室II>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	632	点	7,170	～	8,880 円
要支援2	778	点	7,650	～	9,360 円
要介護1	819	点	7,780	～	9,490 円
要介護2	893	点	8,020	～	9,730 円
要介護3	958	点	8,230	～	9,950 円
要介護4	1017	点	8,430	～	10,140 円
要介護5	1074	点	8,610	～	10,320 円

<<2人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	672	点	6,370	～	8,080 円
要支援2	834	点	6,900	～	8,610 円
要介護1	902	点	7,120	～	8,830 円
要介護2	979	点	7,370	～	9,090 円
要介護3	1044	点	7,590	～	9,300 円
要介護4	1102	点	7,780	～	9,490 円
要介護5	1161	点	7,970	～	9,680 円

<<3～4人部屋>>

	基本単位 (1日当たり)		日額負担金の目安		
要支援1	672	点	5,770	～	7,480 円
要支援2	834	点	6,300	～	8,010 円
要介護1	902	点	6,520	～	8,230 円
要介護2	979	点	6,770	～	8,490 円
要介護3	1044	点	6,990	～	8,700 円
要介護4	1102	点	7,180	～	8,890 円
要介護5	1161	点	7,370	～	9,080 円

20. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（令和6年1月25日厚生労働省令第16号）」の規定に基づき、入所者（身元引受人）に対して、重要事項と料金表の説明を行いました。本書を2部作成し、入所者（身元引受人）、施設が署名の上、各1部を保有するものとします。

事業者	所在地	滋賀県野洲市八夫2077
	法人名	医療法人 周行会
	事業所名	介護老人保健施設 寿々はうす
	管理者	施設長 西村 公孝
	説明者	

事業者から上記の内容と料金表について説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

ハラスメントのない介護現場を目指して



ハラスメントは、施設職員の心身に悪影響を与えるだけでなく、安心して働くことを難しくし、状況によっては、相互信頼構築困難の為、入所者様ご自身のサービスの提供も終了となる場合があります。ハラスメントを防止することは、入所者様の皆様によりよいサービスを継続して利用していただけることにも繋がりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、施設職員の言動で気になる点がございましたら、すぐにご対応いたしますので、早めにご相談をいただきますようお願い申し上げます。今以上に、社会的信用・信頼を得るように日々努力して参ります。

精神的暴力 **カスタマーハラスメント**

- 大声を出す、怒鳴る
- 無視する
- 時間的拘束
- 職員への長時間の電話やメール
- 頻回な電話や職員呼出
- 理不尽なサービスの要求
- 威圧的な態度で文句を言う
- 理不尽な苦情
- 過度な要求
- 特定の職員への攻撃



精神的暴力 **セクシャルハラスメント**

- 抱きしめる
- 必要もなく体を触る
- 性的言動
- 意に沿わない誘いかけ
- 特定の職員に付きまとい



身体的暴力

- 物を投げつける
- つねる
- 唾を吐く
- 蹴る、足をかける
- 叩く

